

第9章 参考資料

1. 水道関係法令抜粋

① 東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和42年東大阪市条例第80号)

(水道事業及び下水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に水道事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、本市の区域内とする。ただし、標高150メートル（上石切町二丁目については、標高230メートル）を超える区域を除くものとする。

(2) 給水人口は、548,170人とする。

(3) 1日最大給水量は、295,000立方メートルとする。

② 東大阪市水道事業給水条例 (平成9年東大阪市条例第39号)

(趣旨)

第1条 この条例は、東大阪市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、本市の区域内とする。ただし、標高150メートル（上石切町2丁目については、標高230メートル）を超える区域を除くものとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、増設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、増設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要であると認めたものについては、本市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、管理者が特に必要であると認めた場合は、本市が施行することができる。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あら

かじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 管理者は、第1項の規定により指定給水装置工事事業者又は本市が給水装置工事を施行する場合において、必要があると認めたときは、第5条の規定により申込みを行った者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水の原則）

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても本市は、その責を負わない。

（給水契約の申込み）

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（水道メーターの設置）

第16条 給水量は、本市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

（メーターの貸与）

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の規定によりメーターを保管する者（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（料金の支払義務）

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

（料金の算定）

第24条 料金は、毎月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日）を

いう。以下同じ。)に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

- 2 管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して使用水量を計量することができる。

(中途使用等の場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、廃止し、又は給水を停止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、第23条第1項の料金の2分の1とする。

- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月分として算定した料金とする。

- 2 月の中途においてその用途に変更があったときの料金は、使用日数の多い用途によって算定する。この場合において、使用日数が等しいときは、変更後の用途によって算定する。

(給水の停止)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第9条の工事費、第20条第3項の修繕その他必要な処置に要した費用又は第23条の料金を指定期限内に納入しないとき。

- (2) 水道使用者等が正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。

- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

③ 水道法

(昭和32年法律第177号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(債務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、

水を供給する水道事業をいう。

- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - (1) 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - (2) その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
（水質基準）

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - (3) 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - (2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

- (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - (5) 貯水槽水槽（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- （給水義務）

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

④ 地方公営企業法 （昭和27年法律第292号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（経費の負担の原則）

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(予算)

第24条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

平成25年度

水道事業統計年報

平成26年12月発行

編集・発行

東大阪市上下水道局



ラグビーのまち
東大阪